

せいかつほご

生活保護のしおり

わかやましふくしじむしょ 和歌山市福祉事務所 せいかつしえんたいいっか 生活支援第1課 (電話 073-435-1205)

せいかつしえんたいにか 生活支援第2課 (電話 073-435-1061)

せいかつほご にほんこくけんぽうだい じょう こくみん けんこう ぶんかてき さいていげんど
生活保護は、日本国憲法第25条 「すべて国民は、健康で文化的な最低限度

せいかつ いとな けんり ゆう りねん もと せいてい せいかつほごほう
の生活を営む権利を有する」の理念に基づき、制定された生活保護法により、

こくみん せいかつ ほしょう くに せいど
国民の生活を保障する国の制度です。

せいかつほご せいかつほご せいど せつめい
この「生活保護のしおり」は生活保護の制度について説明したものです。

ふめい そうだん かた きがる たず
ご不明なことや、相談などがある方は、気軽にお尋ねください。



もくじ

生活保護とは·····	1
生活保護を利用する（受給）するには·····	2
支給される保護費·····	6
主な生活保護の種類と内容·····	8
利用（受給）中に守らなければならないこと·····	10
こんなときは保護が停止・廃止されます·····	11
医療機関にかかりたいとき·····	12
介護サービスを利用するとき·····	14
こんなときは必ず届出を·····	14
保護費の返還について·····	16
生活保護にかかわるよくある質問·····	18
減免制度や利用者負担額について·····	21
生活保護以外の制度に関する問合せ先について·····	21
あなたの担当員（ケースワーカー）・担当民生委員·····	23

生 活 保 護 と は

■ 「健康で文化的な最低限度の生活」を保障します

私たちの一生には、さまざまな事情によって生活が立ち行かなくなってしまう場合があります。生活保護は、そんなときでも「健康で文化的な最低限度の生活」ができるように憲法や生活保護法で定められた国の制度です。

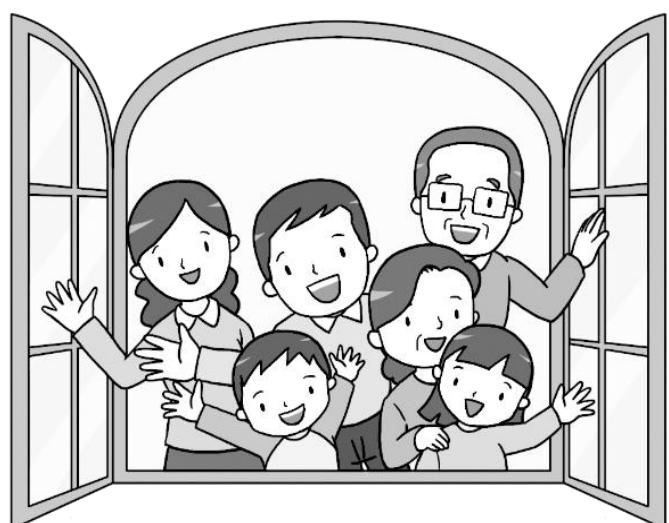
生活保護は、支援を必要とする人があたりまえに生活するための「最後のセーフティ

ネット（安全網）」です。

■ 生活保護の目的とは

生活保護は、資産や能力などを活用しても、どうしても生活に困る人に対して、困難の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、将来的に自立できるようサポート（支援）することを目的としています。

生活保護法に定める要件に当てはまるときは、平等に生活保護を利用（受給）することができ、経済的に困窮した人の最低限の生活を支援する大切な制度です。



生活保護を利用する(受給)するには

■本人の意思による申請が必要

生活保護を利用する(受給)するには、本人の意思で申請することが必要です。お金がない、病気などで働けない、失業などで収入がないなど、生活に困った状況でも、保護の申請をしなければ生活保護を利用する(受給)できるかどうかを検討することはできません。生活に困りどうしようもないときは、手遅れにならないうちに相談・申請をしましょう。

ただし、重病で申請の意思を示せないなど、急迫した状態で、直ちに保護が必要な場合などは、申請の意思がなくても保護が行われることがあります。

■生活保護利用(受給)の流れ

生活保護は、主に次のような手続を経て利用(受給)することになります。

1 相談

生活保護を利用(受給)したい、又は制度について知りたいと思ったら、お住まいの市町村の福祉事務所の生活保護相談窓口に行き、生活保護制度について詳しい説明を聞きましょう。

相談時、必要に応じて困っている状況や家庭の状況について聞かれます。また、他の社会保障制度を活用することで生活保護を利用(受給)しなくても生活できる場合など、生活保護以外の解決策を優先して勧められることもありますが、もちろん申請意思があれば申請できます。

2 申請

「生活保護申請書」に、利用（受給）しようとする

ひとの住所、氏名、家族状況、申請理由などを記入し、

ふくしきじむしょ ていしゅつ おこな
福祉事務所に提出することにより行います。



申請時、調査や審査に必要な書類や資料の提出をお願いすることがあります。

《申請時に持参するものの例》

※ 必須ではありません。そろえられない場合でも、申請はできます。

① 収入申告に関するもの・・・世帯全員分の収入状況（それを証明する給与明細

ねんきんふりこみつうちしょ
や年金振込通知書など）がわかるもの

② 資産申告に関するもの・・・預貯金、現金、土地・建物、生命保険などの資産状況

（それを証明する通帳や契約書など）がわかるもの

③ 本人確認書類
・・・マイナンバーカード、健康保険証や運転免許証など

3 調査・審査

福祉事務所が必要な調査を行い審査します。判断する要件などには次のようなものがあります。

① **資産の活用** …… 活用できる資産があれば、売却するなどの方法で生活費に充

てる必要があります。資産の例としては、預貯金、有価証券、高価な動産（宝石や貴金属など）、土地不動産、生命保険、自動車などがあります。ただし、預貯金が少額だったり、それを手放すことで生活が成り立たなくなったりする資産（たとえば居住用の土地・建物）については例外が認められます。

② **能力の活用** …… 世帯の中に働くことが可能な人がいる場合は、その能力に

応じて働いて収入を得る必要があります。ただし、病気や障害があって働けない、求職活動をしても仕事が見つからない、又は働いているが低賃金で収入が少ないといった場合は、利用（受給）の妨げにはなりません。

③ **他の制度の活用** …… 各種年金や諸手当といった社会保障制度などで、給付を受

けることができる場合は、まず、それらを優先して生活費や医療費に充てる必要がります。生活保護以外の給付の例としては、雇用保険、健康保険、老齢・障害・遺族年金、児童扶養手当などがあります。

④ **扶養義務者の扶養** …… 配偶者、両親、子、孫、祖父母、兄弟姉妹といった

親族からの援助を求めることが必要です。ただし、親族の扶養義務は、「その親族の可能な範囲での援助を行うことができるか」を問うもので、援助可能な親族がいるだけで生活保護を利用（受給）できないものではありません。

4 結果通知

生活状況や資産状況などの調査を行い、原則として申請した日から14日以内に生活

保護を利用（受給）できるかどうかの通知がされます（調査に日時を要する特別な理由がある

場合は最長30日）。

申請が却下されるなど結果に納得がいかない場合は、通知を受取った日の翌日から起算して

3か月以内に都道府県知事に不服の申立てとして審査請求することができます。

5 利用（受給）開始

生活保護を利用（受給）できることが決定したら、保護費の支給が始まります。保護費は月

単位で支給（ただし、開始月は開始日以降の日割り計算）されます。

毎月の受取りは原則として金融機関口座への振込みですが、特別な事情がある場合は福祉

事務所窓口で受取ることもできます。

また、利用（受給）開始時には、福祉事務所で、生活保護を利用（受給）するにあたって

の生活保護上の権利や義務などについての説明を行います。

6 開始後の支援

① 担当員（ケースワーカー）

生活保護を利用（受給）されている世帯には、ケースワーカー

ーと呼ばれる担当員（福祉事務所の職員）が、その世帯の自立

を阻んでいる阻害要因を解消していくために色々な援助を行

っていきます。このため、家庭訪問による調査、また、就労で

きる人がある場合には、就労に向けた助言・指導などをを行い自立のための支援に取組ます。



② 民生委員

民生委員は、地域で生活に困っている人の相談に乗っていただける人であり、福祉事務所と

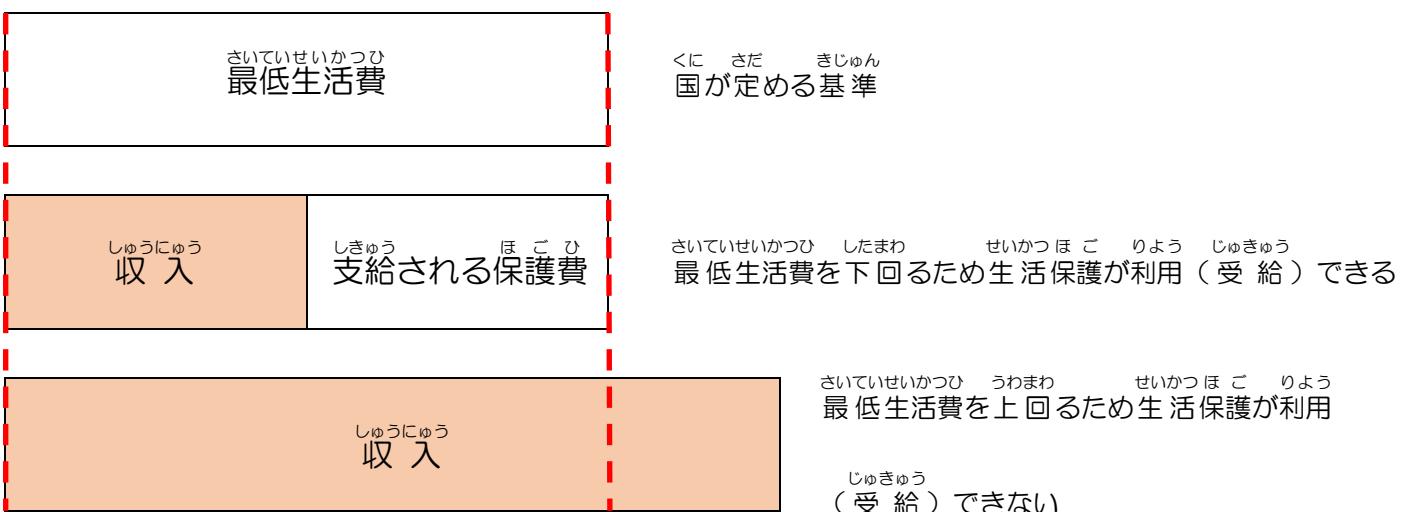
は協力関係にあります。生活保護を始め、社会福祉全般の悩み事の相談相手として、必要な援助や助言を行ってくれます。個人の秘密は守られますので、安心して相談してください。

支 給 さ れ る 保 護 費

■ 収入が基準を下回る場合に支給されます

国が定める基準である最低生活費と収入を比較して、収入が最低生活費を下回る場合、最低生活費に足りない額が保護費として支給されます。

就労や年金などの収入がある人でも生活保護は利用（受給）できます。



※ 収入・・・就労収入、年金など社会保障給付、親族による援助など

■基準となる最低生活費の決まり方

保護費の基準となる最低生活費は、世帯構成（人数や年齢）や、お住まいの市町村などによつ

て違います。

世帯の人数が多いほど最低生活費は高くなります。また、母子世帯や障害者がいる世帯などは

加算されることがあります。その他、11月から3月までは冬季加算がされます。

地域については、全国の市町村が基準の高い順に1級から3級（さらに、各級が2区分）

の6区分に分けられています。和歌山市は上位から「3番目の区分」で、保護費は町村部にくらべ

て都市部のほうが高く設定されています。

■生活保護は世帯単位で利用（受給）します

生活保護は、「世帯単位」で利用（受給）することが原則です。

世帯とは、世帯員が「一緒に居住して、生計を共にしている」ことをいいます。

よって、血縁関係や婚姻関係になくても、世帯としての実態があれば、同一の世帯と

して保護の要否判定を行い保護費の支給が受けられます。



おも せい かつ ほ ご しゅ るい ない よう 主な生活保護の種類と内容

生活保護を利用（受給）する人（世帯）は、生活上の必要な費用に応じて、次のような扶助

が支給されます。



■生活扶助

日常生活をしていくうえで必要な費用のこと、衣食など

個人的費用と光熱水費などの世帯共通費用が年齢や人数構成別



に国の定めた基準によって算定され支給されます。

■住宅扶助

家賃、地代、また福祉事務所が必要と認める「引越しにかかる敷金や礼金、契約更新時の費用、

家屋の修繕など」の費用について、定められた範囲内で実費が支給されます。

ただし、共益費や管理費などは支給の対象にはなりません。



■教育扶助

義務教育を受けるために最低限必要な費用について、定められた基準額が

支給されます。学校給食費や、学用品費、教材費などが支給対象となります。



■医療扶助

医療機関に受診する費用ことで、医療費は全額現物支給となり、保険適用内のものについて

自己負担の必要はありませんが、指定医療機関で受診することが原則です。医療を受けるときは、

福祉事務所で発行される「医療券」などを使って受診します。また、治療材料や施術、通院移送

費も要件により支給可能なものがあります。

■介護扶助

介護サービスを利用するための費用のことで、介護保険制度

の要介護認定で「要介護」又は「要支援」の認定を受けている

人が対象となります。

福祉事務所で発行される「介護券」などを使うことで、介護

サービスを受けるときの自己負担は必要ありません。



■出産扶助

出産時に病院や助産施設などでかかる費用について、定められた範囲内で実費が支給されます。基本的には児童福祉法による入院助産制度が優先されます。

■生業扶助

就労に必要となる技能や資格を修得する場合などにかかる費用について、定められた範囲内で実費が支給されます。



高校などの就学費用についても、生業扶助の対象と

なるものもあります。

■葬祭扶助

葬祭に必要な費用について、定められた範囲内で実費が支給されます。

具体的には、死亡確認費用、遺体運搬、棺、火葬、骨壺などにかかる費用がこれにあたります。

利用（受給）中に守らなければならないこと

■生活保護を利用（受給）する人の「権利」

安心して暮らすために次のような権利が保障されています。

- ・生活保護の条件を満たせば、誰でも平等に利用（受給）することができます。
- ・正当な理由が無ければ、決定した保護費を減らされたり、生活保護を利用（受給）できなくなることはありません。
- ・保護費には、税金が課せられることはありません。
- ・生活保護を利用（受給）する権利は差押えられることはありません。
- ・生活保護を利用（受給）する権利は、日本国内に限られます。

■生活保護を利用（受給）する人の「義務」

生活保護を利用（受給）する人には、守らなければならない次のような義務があります。

① 生活を維持・向上させる義務

- ・働く人は、その能力に応じて勤労に励まなければなりません。
- ・健康の保持・増進に努め、病気の人は、医師の指示に従って治療を受け、治す努力をしなければなりません。

- ・受給した保護費は、支出の節約をし、計画的に使わなければなりません。

② 担当員の指示に従う義務

- ・担当員から、生活保護の目的を達成するために必要と思われる指示や指導を受けたときは、これに従わなければなりません。ただし、これは生活保護を利用（受給）する人の自由を尊重

した必要最小限の指示や指導で、意思に反して強制するものではありません。

③ その他の注意すべき義務

家賃、公共料金などを滞納してはなりません。場合によっては、住宅扶助費を受給者に支給せず、福祉事務所が代理で直接納付（代理納付）することがあります。

こんなときは保護が停止・廃止されます

次のような場合は、生活保護が停止又は廃止されます。

■生活保護を必要としなくなった場合

- 世帯の収入が増えるか、又は、あなたの世帯の最低生活費の基準額が減ることにより、
基準額を上回った場合
- 保護費を受給している人が親族などに引き取られた場合

■その他の注意すべき場合

- 正当な理由なく、福祉事務所の訪問調査を拒んだ場合
- 正当な理由なく、福祉事務所の検診命令を拒んだ場合（福祉事務所は、生活保護を利用（受給）している人の健康状態などを確認するために、医療機関での検診を指示することがあります。）
- 正当な理由なく、福祉事務所の保護の目的達成に必要な指示や指導に従わない場合

■生活保護を利用（受給）しなくなったときは

生活保護を利用（受給）しなくなった場合は、次のような手続が必要です。

- 勤め先などの健康保険証がない人は、保護の停止・廃止日以後速やかに国民健康保険、又は

後期高齢者医療制度への加入手続をしてください。

・生活保護を利用(受給)しなくなても、国民年金保険料の減免が必要な人は、保護の停止・

廃止日以後速やかに年金担当窓口で手続をしてください。

・生活保護を利用(受給)しなくなても、小・中学校の児童・生徒には就学援助制度が

ありますので、必要な場合は教育委員会に相談してください。

医療機関にかかりたいとき

■医療機関に行く前に

生活保護を利用(受給)している人は、病気やけがをしたとき、

保険適用内の治療について原則自己負担なく受診することができます。

医療機関に行く前には、必ず福祉事務所へ申請し、医療券を受取り、

医療機関の窓口へ提出してください。休日や夜間、急病などでやむ

を得ず申請ができなかったときには、後で速やかに届出してください。



■受診する際に注意すべきポイント

・医療機関へ行くときは、生活保護法の指定医療機関で受診してください。

(指定になっていない医療機関を受診したときは、医療費を請求されます。)

・同じ病気やけがで複数の医療機関を受診することはできません。かかりつけ医をもち、まず、

かかりつけ医に相談してください。

・薬が処方される場合は、お薬手帳を作成してもらい、受診して

いるすべての医療機関・調剤薬局に提出して、重複処方など

がないか確認してもらってください。



・病気やけがが治ったときや途中で通院をやめたときは、速やかに担当員に連絡してください。

・医師の指示により眼鏡やコルセットが必要なときや、はり・きゅう、あん摩・マッサージ、

柔道整復などの治療を受けたいときは、事前に担当員にご相談ください。

・国民健康保険、後期高齢者医療は利用できませんので、国民健康保険は国保年金課、後期

高齢者医療制度は保険総務課で、脱退手続をしてください。

・社会保険に加入している場合は、医療券と一緒に保険証を医療機関窓口に提示してください。

また自立支援医療制度など、ほかの法律や制度から給付が受けられる場合、その給付を受け

てください。

・修学旅行中に医療機関の受診が想定される場合は、事前に担当員にご相談ください。

・交通事故などにより治療が必要な場合、すぐに担当員まで連絡してください。医療費は原則

として加害者が負担するため、医療扶助の適用はありません。

※医療の受け方などが不適切と思われる場合は、家庭訪問や電話などで指導をさせていただく

ことがあります。また、医療機関や調剤薬局へ直接問合せをすることもあります。

■後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用をお願いします

後発医薬品（ジェネリック医薬品）とは、先発医薬品と同じ有効成分を同じ量含む薬です。

品質や効き目、安全性が同等であることが厳正に審査されたものですので、安心して使うことが

できます。医師が後発医薬品（ジェネリック医薬品）を使用することができると認めたものにつ

いては、原則使用してください。

介護サービスを利用するとき

高齢や病気などが原因で介護が必要となったとき、介護保険制度の介護サービスを利用するこ

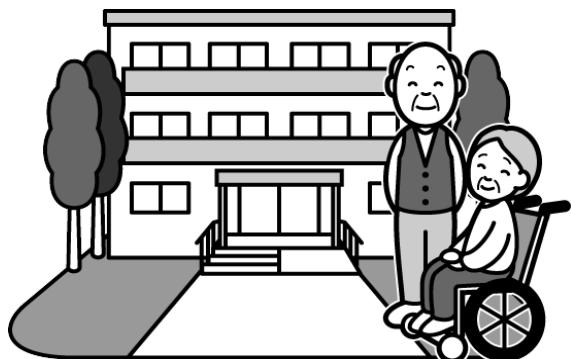
とができます。介護サービスを利用するには、介護認定を受ける必要があり、対象者は、

65歳以上の人、又は40歳以上65歳未満の

特定疾患に該当する人です。事前にお住まいの

地区の地域包括支援センター、又は福祉事務所

の担当員にご相談ください。



こんなときは必ず届出を

■世帯全員についての届出が必要です

生活保護は世帯単位で利用（受給）します。

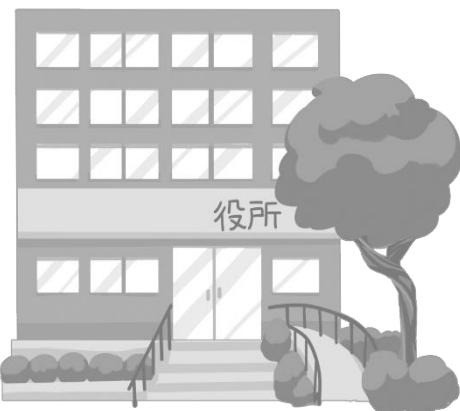
そのため、世帯全員について、収入や生活

状況などに変化があったときは、速やかに福祉

事務所に届出てください。これらは保護費の金額

の決定にかかるので、届出が遅れないように

注意してください。



■ 収入や資産に変化があったとき

つぎ 次のような場合があります。

- まいつき まいつき 毎月の給料や賞与(ボーナス)、日払いの給料、



たいしょくきん 退職金などの収入があったとき

こうこうせい 高校生などのアルバイト収入も対象になります。

はたら 働いた収入については、一定額の控除を行なう



ことができます。

じどうてあて 児童手当など公的手当の収入があったときや、金額に変更があったとき

ろうれいねんきん 老齢年金、障害年金など公的年金の収入があったときや、

きんがく へんこう 金額に変更があったとき

せいめいほけん 生命保険の入院給付金や解約返戻金があったとき



こうつうじこ 交通事故、労災事故などで相手から損害賠償金があったとき

しんぞく キンゼン 親族や友人など世帯の人以外からの仕送りや援助があったとき

ふどうさん 不動産などの資産を相続したとき

しさん ばいきやく 資産を売却し、収入を得たとき



※これら全ての収入(借金を含む)は届出しなければなりません。必要な届出をしなかつ

ぱあい じじつ ちが た場合や事実と違った届出をして保護費を受取ると「不正受給」となります。ただし、借金

かん しょうがくきん いちらぶ かしつけきん みと ばあい くわ たんとういん に関しては、奨学金など一部の貸付金は認められる場合がありますので、詳しくは担当員

そだん に相談してください。

■世帯に変化があったとき

つぎ 次のような場合があります。

- ・出生や死亡、転入、転出などで世帯の人数が

ふ 増えたり減ったりしたとき



- ・世帯の人が入院・転院、又は退院したとき

- ・世帯の人が入学又は卒業、進級できなかったときや休学、退学したとき

- ・世帯の人が就職又は退職したとき（職場の健康保険に

かにゅう まことにゅうしかくうしな 加入したとき、又は加入資格を失ったとき）

- ・世帯の人が交通事故に遭ったとき



- ・世帯の人が障害者手帳などを取得したとき、

また 又は障害者手帳の等級に変更があったとき

- ・現在の住居の家賃や地代が変わるとき

- ・現在の住居から引越しを考えているとき



ほ ご ひ へん かん かん 保 護 費 の 返 還 に つ い て

■保護費の返還が求められる場合があります

せいかつじょうきょう 生活状況などの変化に関する届出が遅れたり、不正な手段を使って生活保護を利用（受給）

した場合は、いったん支給した保護費（医療費などを含む）を返還していただきます。福祉事務所

は、必要に応じて生活保護を利用（受給）している人について関係機関（年金事務所、税務署、

きんゆうき かん ほけんがいしゃ ちょうさ 金融機関、保険会社など）を調査することがあります。

さだ 定められたルールを守り、わからないことがあれば早めに担当員に相談しましょう。

■生活状況などの変更処理が遅れた場合

収入が増えた、世帯の人数が減った、入院したなど、生活状況などに変化があったにもかかわらず、届出が遅れるなどして変更処理が間に合わず、保護費を支給することになってしまうことがあります。この場合、支給しすぎた保護費を返還していただくことになります。翌月以降の保護費で調整する場合もあります。

■資産がありながら保護を利用（受給）した場合

年金、手当、生命保険、不動産などの活用できる資産はあっても、生活が困窮している場合、生活保護を利用（受給）することができます。この場合、後で資産が現金化されたときは、既に支給された保護費を返還していただくことになります。現金化ができたときは、必ず福祉事務所に届出てください。

■不正に保護を利用（受給）した場合

生活保護申請や収入申告の内容などに偽りがあった、また、故意に収入増加の届けを出さなかったなど不正な手段で生活保護を利用（受給）した場合は、既に支給された保護費を返還しなければなりません。偽りの申請や届出など不正な手段で生活保護を利用（受給）した人は、保護費を返還しなければならぬだけでなく、悪質な場合は法律により懲役や罰金が科せられることがあります。不正受給は絶対にやめましょう。

生活保護にかかるよくある質問

Q 生活保護はどこに申請すればいいの？

A 現在生活している地域の福祉事務所です

定まった現住所がなく、住民票もない場合でも、また住民票



がある自治体と違うところで生活していたとしても、現在生活している市町村の福祉事務所で

生活保護を申請することができます。

Q 世帯のうち一人だけ生活保護を利用（受給）することはできる？

A 原則できません

生活保護は「世帯単位」で利用（受給）することが原則です。世帯とは、世帯員が「一緒に

居住して、生計を共にしている」状態のことをいいます。よって、血縁関係や婚姻関係になく

ても、世帯としての実態があれば、生活保護を利用（受給）できます。

Q 外国籍の人でも生活保護を利用（受給）できる？

A 定住性があれば利用（受給）できます

外国籍の人で、有効なる在留カード又は特別永住者証明書など、定住性のある証明

があれば、生活保護が準用されます。住民登録されている市町村の福祉事務所へ相談してください。

しんぞく し
Q 親族に知られたくない場合は？

とくべつ じじょう
A 特別な事情があるときはご相談ください

せいかつほ ご しんせい ふくしじむしょ ふようぎ む しんぞく たい しんせい ひと えんじょ 生活保護を申請すると、福祉事務所は扶養義務のある親族に対して、申請した人を援助できるか

かくにん ふようしじゅかい ぎゅくたい ひがい しんぞく いばしょ し どうか確認する扶養照会をします。ただし、DVや虐待などの被害があり、親族に居場所を知られ

たくないといった特別な事情がある場合は、照会を見合わせることもありますので、事前にご相談ください。

もちいえ せいかつほ ご りょう じゆきゅう
Q 持家があっても生活保護を利用（受給）できる？

げんそく じゅうきょ りょう じゆきゅう
A 原則、住居であれば利用（受給）できます

しさん か ち おお じゅうきょ ばあい はいきゃく しさんかつよう すす 資産価値の大きい住居などの場合は売却をはじめ資産活用が勧められますが、そこに住んでいれ

ば、持家であっても生活保護を利用（受給）することができます。また、高齢者世帯の場合は、「要保護

せたい む ふどうさんたんほがたせいかつしきん かしつけ う 世帯向け不動産担保型生活資金」の貸付を受けられことがあります。

じどうしゃ にりんしゃ せいかつほ ご りょう じゆきゅう
Q 自動車や二輪車があっても生活保護を利用（受給）できる？

げんそく
A 原則できません

じどうしゃ しょゆう しょう で き しょぶん しょうがいしゃ つうきん つういん 自動車は、所有や使用も出来なく処分しなければなりません。ただし、障害者の通勤や通院などで、

た こうつうきかん りょう こんなん ばあい ほゆう みど い か にりん しょぶん 他の交通機関の利用が困難な場合など保有を認められることもあり、125CC以下の二輪は、その処分

か ち およ おも し と ほゆう みど ばあい 値値及び主な使途などにより、保有が認められる場合があります。

Q 生命保険はどうなりますか？

A 原則として解約し、返戻金を生活費に充てることになります

解約返戻金が少額で、かつ、保険料額も少額な場合に限り、保有が認められることがあります。

Q 住宅ローンがあっても生活保護を利用（受給）できる？

A 原則できません

保護費で住宅ローンを返済することは生活保護の趣旨に反するので、原則として利用（受給）することができませんが、ローン支払いの繰り延べが行われている場合、又は、ローン返済期間も短期間であり、かつ、ローン支払額も少額である場合、利用（受給）できることもあります。また、住宅ローンが支払えず、家を手放さざるを得なくなった場合でも生活保護を利用（受給）することができますので、福祉事務所に相談してください。

Q 借金があっても生活保護を利用（受給）できる？

A 利用（受給）できますが、借金は返済できません

原則として生活保護を利用（受給）しながら借金を返済することはできません。借金について、法律家などに相談し、債務整理をするようにしましょう。

減免制度や利用者負担額について

生活保護利用（受給）に伴う減免制度などには次のようなものがあります。

■国民年金保険料の法定免除

問合せ先 和歌山市役所 国保年金課（電話 073-435-1055）

■公立幼稚園、保育所、認定こども園の利用料

利用者負担額は、生活保護を利用（受給）している場合、無料となります。和歌山市で定める利用者負担額以外の費用は必要となりますので、各園に直接お問合せください。

問合せ先 和歌山市役所 保育こども園課（電話 073-435-1064）

■ＮＨＫ放送受信料の免除

問合せ先 ＮＨＫ和歌山放送局 営業部（電話 073-426-7000）

■軽自動車税（種別割）の減免

原動機付自転車等を所有されている方は、申請により軽自動車税（種別割）を減免することができます。減免申請は車両ごとに必要です。申請方法については、以下の問合せ先までお問合せください。

問合せ先 和歌山市役所 市民税課 軽自動車税班（電話 073-435-1035）

※ ほかに、免除を受けられる制度もありますので、詳しくはお尋ねください。

生活保護以外の制度に関する問合せ先について

■生活困窮者自立支援制度

和歌山市内にお住まいで、生活に困っている人（生活保護を利用（受給）中の方は対象外です。）に、自立を目的とした、次のような支援を行います。

① 自立相談支援事業

どのような支援が必要かを一緒に考え、制度の紹介や相談機関への同行など生活の安定に

向けた支援を行います。

② 住居確保給付金

※支給には一定の要件があります。

離職などにより住居を失った人、又は失うおそれの高い人には、就職に向けた活動を

することを条件に給付金を一定期間支給します。

問合せ先 和歌山市役所 生活支援第2課（電話 073-435-1061）

■ 就労に関すること

職業相談、職業紹介、求人情報の提供、雇用保険の受給手続を行っています。

問合せ先 ハローワーク和歌山（電話 073-425-8609）

■ 高齢者の介護予防や暮らしのサポート（支援）に関すること

高齢者のみなさんを、介護、福祉、健康、医療などさまざまな面から総合的に支えるため、

和歌山市内に「地域包括支援センター」を15か所設置しています。

それぞれ担当区域がありますので、詳しくはお問合せください。

問合せ先 和歌山市役所 地域包括支援課（電話 073-435-1197）

■ 障害者の福祉に関すること

① 身体障害者手帳や療育手帳の交付、身体障害や知的発達障害がある人の相談など

問合せ先 和歌山市役所 障害者支援課（電話 073-435-1060）

② 精神障害者保健福祉手帳の申請、精神障害のある人の相談など

問合せ先 和歌山市保健所 保健対策課（電話 073-488-5117）

■ 債務整理に関すること

借金などのさまざまな法的トラブルの相談窓口です。

問合せ先 法テラス和歌山（電話 0503383-5457）

あなたの担当員（ケースワーカー）は () 地区

第 1 班 _____ です

電話：生活支援第1課 073-435-1205

生活支援第2課 073-435-1061



あなたの担当民生委員は

和歌山市 _____

さんです

(電話)



メモ書き

《 問合わせ先 》

わかやまくしじむしょ
和歌山市福祉事務所

〒640-8511

わかやましちばんちょう
和歌山市七番丁23番地

電話 せいかつしえんたいいっか 生活支援第1課 073-435-1205 (直通)

せいかつしえんたいにか 生活支援第2課 073-435-1061 (直通)

※この冊子に掲載している内容は、令和5年8月現在のものです。

